

平成17年度～平成21年度

## 取組状況 及び 取得実績

### 1 子育て支援ハンドブックの作成・配付

出産・育児にかかる休暇制度や給付制度の手続をまとめたハンドブックを作成し、出産予定者及びその配偶者に配付。

### 2 職員報での休暇休業制度の紹介

「Let's 子育て ～皆で推進，次世代育成～」と題して、職員報で出産・育児にかかる休暇制度・休業制度を詳しく紹介。また、仕事と育児の両立に頑張る男性職員の日常を紹介した「パパの子育て奮闘記」を掲載。

### 3 連絡担当者の指名

各職場において、産育休取得者に積極的な情報提供を行う連絡担当者を決めることで、安心して子育てできるような環境づくりと円滑な復職を支援。

### 4 出産予定者に対する説明会の開催

出産予定者及びその配偶者等を対象とした説明会を開催し、休暇の届出方法や産育休中の給与の取扱い、給付制度の手続方法などについて説明。

#### ◆ 説明会開催状況 ◆

	H17	H18	H19	H20	H21
開催回数	5回	6回	6回	6回	5回
参加人数	29人 (7人)	28人 (4人)	28人 (3人)	25人 (4人)	28人 (3人)

\* ( ) 内は男性の参加者数で内数を示す。

## 5 「出産補助休暇」及び「子供看護休暇」取得要件緩和

1日単位でしか取得できなかった「出産補助休暇」及び「子供看護休暇」について、1時間単位での取得も可能にした。

### ◆ 出産補助休暇 ◆

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
取得者数	26人	28人	23人	42人	21人
取得日数	66.75日	74.625日	61日	107.125日	59日

### ◆ 子供看護休暇 ◆

#### 【男性職員】

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
取得者数	24人	37人	47人	43人	58人
取得日数	56.875日	107.875日	116.25日	125.25日	209.5日

#### 【女性職員】

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
取得者数	35人	42人	50人	60人	58人
取得日数	85.375日	112.5日	154.375日	193日	238.375日

## 6 「男性職員の育児参加休暇」を新設

妻の産前産後の期間中において、男性職員の積極的な育児参加を促進するため、「男性職員の育児参加休暇」を新設。

### ◆ 男性職員の育児参加休暇 ◆

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
取得者数	5人	11人	1人	12人	6人
取得日数	22日	40.25日	5日	49.75日	16.625日

## 7 育休代替任期付職員の採用

職員から育児休業の請求があった場合、その請求期間を限度にあらかじめ任期を定めて、育児休業を取得する職員の代替として採用。

◆ 育児休業の取得状況 ◆

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
6 月 以下	0 人	0 人	2 人 (1 人)	0 人	1 人
6 月を超え1年以下	4 人	9 人	10 人	7 人	4 人
1 年を超え2年以下	19 人	11 人	18 人	8 人	16 人
2 年 以上	7 人	6 人	10 人	8 人	8 人

\* 各年度内において、新規で育児休業の請求があった数。

\* ( ) 内は男性職員で内数を示す。

◆ 任期付職員採用状況 ◆

採用年月日	職種	採用者数
平成18年 8月1日	保育士	5人
平成21年 6月1日	保育士	9人
平成21年 7月1日	保育士	3人
平成21年10月1日	保健師	1人

## 8 「育児・介護のための遅出勤務制度」の導入

平成21年4月1日から、勤務時間が午前8時30分から午後5時15分までに変更されたことに伴い、育児、介護等の特別な事情のある職員については、遅出勤務（午前8時45分から午後5時30分まで）を認める。

平成21年4月1日時点での適用者	25人
------------------	-----

## 9 「育児部分休業制度」の対象となる子の範囲の拡大

育児部分休業（部分休業）の対象となる子の年齢要件を、「3歳に満たない子」から「小学校就学前の子」に拡大。

平成21年4月1日時点での申請者	13人
------------------	-----

## 10 時間外・休日勤務の削減へ向けた取組

平成18年7月に「時間外勤務の削減に関する指針」を策定し、この指針に基づき、削減へ向け様々な取組を行っている。

### ◆ 時間外勤務の状況 ◆

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
時間数	216,802H	187,787H	195,055H	212,215H	240,854H
1人・1月あたりの平均	14.5H	13.0H	13.5H	14.6H	16.5H

### (1) 定時退庁日の設定

毎週水曜日を「ノー残業デイ」として設定し、全庁放送による注意喚起を図り、職員に速やかな退庁を呼びかけた。

### (2) 時間外勤務が多い職員に対する産業医との面談

① 1月当たり100時間を超える場合、② 2月ないし6月の平均で1月当たり80時間を超え、産業医等が必要と認める場合、③ 3月連続で1月当たり45時間を超え、産業医等が必要と認める場合に産業医との面談を実施。

また、人事担当課において、時間外勤務の多い職員の所属長に対して必要に応じ指導を行った。

### ◆ 面談実施状況 ◆

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
面談回数	9回	14回	17回	17回	14回
面談者数	36人	34人	63人	56人	41人

## 11 年次有給休暇の取得の促進

毎年、前年度の年休取得日数を公表し、年休の計画的な取得促進を図るよう呼びかけた。

### ◆ 年次有給休暇取得状況 ◆

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
行（一）	12.0日	13.1日	12.7日	13.0日	13.4日
行（二）	18.3日	18.9日	18.7日	18.2日	18.9日
計	13.0日	14.0日	13.6日	13.8日	14.1日